

### 1. 外交ルートでの申入れ経緯

- 9月30日, 海上保安庁より, 小笠原諸島周辺海域で中国サンゴ船を視認した旨の通報を受け, 10月3日, 中国側に対し, 漁船への適切な指導を行うよう要請。
- 10月以降発生した7件の逮捕事案発生後は, 外務省中国・モンゴル第二課長他から在京中国大使館参事官に対し, それぞれ直ちに再発防止を行うよう要請。
- 10月28日, 外務省アジア大洋州局審議官から在京中国大使館公使に対し, **我が国の強い懸念を伝達し, 再発防止を申入れ。**
- 11月3日, 在中国大使館公使から中国外交部領事局長に対し, 木寺大使発王毅外交部長宛及び韓長賦農業部長宛の書簡を手交しつつ, 改めて遺憾の意を表明するとともに, **直ちに断固とした再発防止策をとることを強く要求。**
- 11月5日, 外務省アジア大洋州局長から在京中国大使館公使に対し, **我が国の強い懸念を伝達し, 再発防止を申入れ。**
- 11月7日, 台風通過後, 中国サンゴ船190隻余りが小笠原諸島周辺海域に戻ってきたことを受け, 外務省中国・モンゴル第二課長から在京中国大使館参事官に対し, **事態改善のための徹底した指導を申入れ。**

### 2. 中国側の反応

- 本件に関する中国側の主な反応は以下のとおり。
  - －サンゴの密漁は中国国内でも違法。**日本側の懸念を中国側としても重視。一貫して断固密漁を取り締まっている。**
  - －中国でも漁船を呼び戻すような努力をしたり, 取り締まりや処罰を強化したりしている。
- 11月5日及び6日の中国外交部定例記者会見において, 外交部報道官は以下のとおり発言。
  - －中国側は, 中国の国内法律で取引が明確に禁止され, 国際公約で取引が制限されている絶滅危惧種である赤サンゴの違法採取という行為を一貫して断固たる姿勢で取り締まっており, 宣伝教育及び厳格な法律の執行等の措置を通じて管理を強めている。
  - －同時に, 日中両国の法執行部門がこの分野においてより一層協力し, 共同で関連問題を適切に解決することを望んでいる。

### 3. 日中外相会談(11月8日)でのやりとり

- 岸田外務大臣から, 大量の中国サンゴ船の小笠原諸島周辺を始めとする日本近海での違法操業は**極めて遺憾**である, 中国側も真剣に対応中と承知するが, **中国国内における取締りの実効性を上げることが重要であり, 関係当局間の連携を強化したい**旨発言。
- これに対し, 王毅外交部長から, 中国側も**必要な措置を執っている**旨発言。